

# 佐野市指定史跡「赤見城跡」クビアカツヤカミキリ被害木伐採業務委託 仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用

業務の実施にあたっては、本仕様書によるもののほか、「栃木県クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル」及びこれらに関連する図書等によるものとする。

### 第2条 履行場所

本業務の履行場所は、佐野市指定史跡「赤見城跡」（赤見町3572番地外）とする。

### 第3条 作業概要

#### 1 仮設工

作業の支障になる旧赤見城保育園内にある藤棚を撤去する。

#### 2 伐採工

以下の枯損木（サクラ）を伐採し、運搬・処分する。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 幹周90cm以上120cm未満  | 1本 |
| (2) 幹周150cm以上180cm未満 | 1本 |
| (3) 幹周180cm以上210cm未満 | 2本 |
| (4) 幹周210cm以上240cm未満 | 2本 |
| (5) 幹周240cm以上270cm未満 | 3本 |
| (6) 幹周270cm以上300cm未満 | 1本 |

### 第4条 履行期限

履行期限は、令和7年2月7日までとする。

### 第5条 安全管理

- 1 作業の施行にあたっては、安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。また、交通や来園者等に危険のないように十分注意して行う。
- 2 ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずる。
- 3 作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行する。万一損傷した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに応急措置

を取り、受託者の負担で原形に復旧する。

- 4 人身事故、災害、または第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置及び二次災害防止措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、直ちに監督職員に報告する。
- 5 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出する。風等で園路や近隣に散乱しないように注意する。
- 6 架空線（高圧線、通信線等）の影響や急傾斜地等、作業の安全性が確保できない場合は、その後の対応について監督職員と協議すること。

## 第2章 防除作業

### 第6条 一般事項

- 1 作業着手前に現地調査を入念に行い、手戻り等が生じないよう作業手順を検討すること。
- 2 関係者や関係機関との事前調整を行い、必要な手続きを行うこと。
- 3 現地調査の上、設計条件（提示した数量等と差異が生じた場合など）に相違が生じた際は、監督職員と協議すること。

### 第7条 被害木の伐採処分

#### 1 対象木

クビアカツヤカミキリによる被害により枯死状態または枯死する可能性が非常に高い状態であるサクラ。

#### 2 伐採

- (1) 伐採の時期は、伐採対象木の状態に応じて、監督職員と協議の上、時期を決定するものとする。
- (2) 事前に対象木の周辺状況を確認し、伐採計画を立案すること。
- (3) 伐採の際は、必要に応じて周辺施設を養生するとともに、公園利用者の安全を確保するための見張り員を1名以上配置すること。
- (4) 伐採により周辺施設へ影響を及ぼす可能性がある場合は、監督職員と協議すること。
- (5) 伐採により周辺施設や公園利用者等へ損害を及ぼした場合は、すべて受注者の責任で対応すること。なお、周辺施設の破損等が生じた場合は、受注者の責任で現状復旧すること。

#### 3 処分

- (1) 運搬処分を行う前に次の事項を掲示板で公表すること。
  - ア 当該防除がクビアカツヤカミキリの防除に該当すること

- イ 当該防除を実施する者
- ウ 当該防除の実施日時及び実施場所
- エ 逸出防止措置を含めた運搬方法

- (2) 伐採木は、放置せずに即日運搬処分すること。
- (3) 細い枝や木屑にも幼虫が潜んでいる可能性があるため、残さず回収すること。
- (4) 伐採木を運搬する際は、逸出防止措置（幼虫の落下や逃げ出し防止の観点からトラック荷台をシートで被い、バンド等で固定する）を必ず行うこと。
- (5) 運搬後の処分は、焼却処分を基本とするが、微細チップ化（2 cm以下）や登録薬剤による燻蒸処理後の再利用など確実に幼虫を致死させることができる処分方法も可とする。なお、焼却以外の処分方法の場合は、監督職員と協議し、承諾を得ること。
- (6) 伐採処分後の切り株内に幼虫が潜んでいる可能性があるため、クビアカガードネット（残材を利用）で被うこと。なお、シートの端は盛土でしっかり塞ぎ、成虫が脱出できる隙間をつくらないようにすること。

#### 4 伐採量及び処分量の報告

伐採量及び処分量を計測の上、監督職員に報告すること。なお、当初設計数量と差異が生じた際は、監督職員と協議の上、対応すること。

### 第8条 作業管理

提出書類は、次の通りとする。

- 1 受注者は、作業管理にあたり作業実施状況の写真管理等を行い、その記録及び関係書類を作業管理報告書として作成・整理し、製本1部（報告書作成に要したExcel等の電子データを格納したCD等を含む）を完了時に提出するものとする。
- 2 写真帳は作業実施が確認できるよう、着手前後、作業状況写真、使用材料等について、下表のとおり撮影すること。

区分	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	備考
着手前・完成	全景、接写	1箇所以上	
作業状況写真	全景、接写	1箇所以上	
観察状況写真	全景、接写	フラス排出が続いている全ての樹木、フラス排出が停止した樹木1箇所以上	

安全管理	各種看板類の設置状況	看板種類（作業前予告、作業中、作業後）ごとに1箇所以上	
	保安施設等（縄囲いなど）の設置状況	1箇所以上	
使用材料	納入状況、保管状況	品目ごとに1回〔使用前〕	ネット、取付金具等付属物、薬剤など本業務で調達した材料すべて
	使用数量	品目ごとに1回〔使用前後〕	
災害	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	発生前は付近の写真でも可
事故	事故の状況	その都度〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕	

#### 第9条 その他

この仕様書に定めのない事項は必要に応じて発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。

# 平面図



①-⑩ : クビアカツヤカミキリによる被害を受けた桜の位置 計10本

■ : 鉄筋製の藤棚。桜⑤、⑥の伐採時に支障となるため、撤去を行う。

